

平成29年第4回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 平成29年12月4日(月) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 9名

| | |
|----------|-----------|
| 1番 増井 敬史 | 2番 浅野 勉 |
| 3番 大星 成司 | 4番 森田 瞳 |
| 5番 島田 正芳 | 6番 中本 幸一 |
| 7番 (欠員) | 8番 岡田 裕明 |
| 9番 田中 幹男 | 10番 福井 保夫 |

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 西本 安博 | 副 町 長 | 北田 秀章 |
| 教 育 長 | 楮山 素伸 | | |
| 総務部門理事 | 近藤 善敬 | 民生部門理事 | 堀口 善友 |
| 事業部門理事 | 中野 彰宏 | | |
| 総合政策課長 | 富井 文枝 | 総務課長 | 吉村 良昭 |
| 税務課長 | 吉田 彰宏 | 住民課長 | 辻井 弘至 |
| 健康福祉課長 | 岡田眞地子 | 人権同和対策課長 | 長岡 康 |
| 産業建設課長 | 堀川 雅央 | 上下水道課長 | 石橋 史生 |
| 教育次長 | 吉田 一弘 | 会計管理者 職務代理 | 西田 淳二 |

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 富士 青美

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）

第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）

第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）

第6 議案第1号 安堵町犯罪被害者等支援条例の制定について

第7 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第8 議案第3号 平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について

第9 議案第4号 平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について

追加 日程

第1 諸般の報告

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。ただいまから、平成29年第4回安堵町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

町長（西本安博） はい。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

今年の秋は、例年になく天候不順に見舞われ、米の収穫や野菜の生育にも大きな影響があったところでございます。また、去る12月1日には、皇室会議が開かれ天皇陛下の退任問題の方向性が決まったところでもございます。そんな折ではございますが、平成29年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも御多忙のところ御出席を賜り、本当にありがとうございます。

さて、本年は全国で始めて同時に開催されました「第32回 国民文化祭・なら2017」と「第17回 全国障害者芸術・文化祭なら大会」において、安堵町が実施いたしました一連の事業は、町が輩出した偉人の方々の知の系譜を県内外に発信することになり、町の存在を高めることができました。これも、ひとえに議員各位や関係団体からいろいろな御提案、御協力をいただいたことによるものであると感謝をいたしております。

今年の台風は、週末に到来することが多く、台風18号により「敬老のつどい」が、台風22号により「あんど芋煮会」が中止となってしまいました。また、10月22日に接近した超大型台風21号は、大和川流域に21日から23日明け方にかけて大雨をもたらし、町内

においても多数の浸水被害が発生したところでもございます。遊水地事業を核とする治水対策の重要性について改めて実感したところでもございます。

そして、来年は明治維新から150年を迎える節目の記念すべき年であります。安堵町は明治維新のさきがけとして活躍した人々、その後、日本の近代化に大きく貢献した人々の功績を発信することで、更に町の存在を高めていく所存でございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございます。

平成29年度補正予算の専決処分の報告案件が3件、条例制定及び一部改正、平成29年度補正予算などの議案が4件、その合計7件でございます。

議員の皆様は御審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

まず、報告第1号は、9月28日に衆議院が解散したことに伴い、10月22日に衆議院議員総選挙を執行することとなったため、専決処分いたしました、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）の承認を求めます。

次に、報告第2号は、安堵中学校及び安堵中央公園体育館において、早急に修繕を行う必要が生じたため、専決処分いたしました、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）の承認を求めます。

次に、報告第3号は、台風21号による災害復旧について、早急に予算措置の必要があったため専決処分いたしました、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）の承認を求めます。

次に、議案第1号は、西和警察署管内7町が足並みを揃えて、犯罪被害者等が受けた被害の軽減、及び回復を図るための支援条例を制定することを目的とした「安堵町犯罪被害者等支援条例の制定について」でございます。

次に、議案第2号は、雇用保険法の一部を改正する法律により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に対応するための「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に、議案第3号「平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について」は、明治150年の関連事業のアニメーション制作準備費、歴史文化観光ゾーン拠点整備を推進するための測量設計等委託料。台風21号による災害廃棄物と堆積物処理費並びに社会保障番号制度及び、障害者総合支援法改正に対応するための電算システム改修費の増額補正と、安堵中学校給食調理委託事業の債務負担行為の追加でございます。

次に、議案第4号「平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」でございますが、介護保険制度の改正による電算システムの改修と、平成28年度決算で生じた余剰金を基金として積み立てるための増額補正でございます。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、詳細につきましては、その都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましたの挨拶とさせていただきます。以上でございます。

(西本町長 降壇)

議長(森田 瞳) 挨拶が終わりました。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、10番 福井保夫議員、1番 増井敬史議員を指名いたします。両議員には会期中、よろしく願いいたします。

議長(森田 瞳) 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から15日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの12日間に決定いたしました。

ここで、閉会中に議員から辞職願が提出されたことについて、議長から御報告したいと思います。

お諮りします。

「諸般の報告」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

したがって、「諸般の報告」を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 追加日程第1「諸般の報告」を行います。

議員の閉会中の辞職許可について報告します。

植田英和議員から平成29年11月27日付で、一身上の都合により議員を辞職したいという願いが議長宛に提出されました。これを、同月28日付けで許可したことを御報告いたします。

また、続きまして、国民健康保険制度が県単位化に改正されることについて、担当課から会期中の文教厚生常任委員会で説明いたしたいと、その旨、委員長宛に提出されております。田中委員長、よろしく願いいたします。

9番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） これで、「諸般の報告」を終わります。

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第3 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課、富井でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）」、御説明させていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

本補正につきましては、歳入歳出、それぞれ666万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ33億5千431万1千円といたします。

補正理由につきましては、衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が10月22日に執行されることになり、係る経費の増額補正でございます。

なお、専決事由といたしましては、同選挙の執行に当たり、事務を適性且つ円滑に遂行するため、早急に予算措置の必要があり、当初予算化されておりませんでしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

なお、専決日は、衆議院が解散された平成29年9月28日とさせていただきます。

それでは、補正予算書最後のページでございます、7ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

款2総務費、項4選挙費、目2衆議院議員選挙費におきまして、選挙事務人件費といたしまして、それぞれ、報酬費105万5千円、職員手当等300万8千円、賃金20万7千円の増額補正でございます。ポスター掲示設置及び投票用読取機器設定経費といたしまして、委託料97万5千円、その他諸経費として、需用費65万3千円、役務費66万3千円、材料及び賃借料10万4千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、予算書6ページにお戻りください。

款14県支出金、項3委託金、目1総務費委託金におきまして、衆議院議員選挙執行委託金として、662万5千円。

款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、4万円を増額し充当いたします。それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成29年12月4日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に、専決処分書を朗読いたします。次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり専決処分する。

平成29年9月28日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に、補正予算書1ページを御覧ください。

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,665千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,354,311千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月28日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ、2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正。

歳入の部 款14県支出金、項3委託金、補正前の額11,662千円、補正額6,625千円、計18,287千円。

款17繰越金、項1繰越金、補正前の額174,091千円、補正額40千円、計174,131千円。

歳入合計 補正前の額3,347,646千円、補正額6,665千円、計3,354,311千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部 款2総務費、項4選挙費、補正前の額287千円、補正額6,665千円、計6,952千円。

歳出合計 補正前の額3,347,646千円、補正額6,665千円、計3,354,311千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛させていただきます。御審議、御承認のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決します。

これより、報告第1号を採決します。

本案を原案のとおり、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第4 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）」、御説明させていただきます。

本専決につきましては、歳入歳出、それぞれ180万円を追加し、歳入歳出、予算総額を歳入歳出、それぞれ33億5千611万1千円といたします。

補正理由につきましては、中学校内のガス配管におきまして、老朽化に伴う不測等により、ガス漏れが生じ、危険なことから早急に修繕を要するため。また、中央公園体育館のトレーニングルームのランニングマシンが故障になり、早急に修理が必要になったため、係る経費の増額補正でございます。

なお、専決日は、状況を把握いたしました平成29年10月5日とさせていただきました。

それでは、詳細につきましては、補正予算書7ページ、最終ページをご覧ください。

歳出についてでございます。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費におきまして、工事請負費として170万円。

同款、項6保健体育費、目2体育施設管理費におきまして、10万円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、補正予算書6ページをご覧ください。

款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、180万円の増額をおこない、充当いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成29年12月4日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に、専決処分書を朗読します。次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり専決処分する。

平成29年10月5日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,356,111千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月5日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正。

歳入の部 款17繰越金、項1繰越金、補正前の額174,131千円、補正額1,800千円、計175,931千円。

歳入合計 補正前の額3,354,311千円、補正額1,800千円、計3,356,111千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部 款9教育費、項3中学校費、補正前の額36,286千円、補正額1,700千円、計37,986千円。

同款、項6保健体育費、補正前の額27,284千円、補正額100千円、計27,384千円。

歳出合計 補正前の額3,354,311千円、補正額1,800千円、計3,356,111千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） それでは、報告第2号について、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し採決いたします。

これより、報告第2号を採決します。

本案を原案のとおり、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

議長(森田 瞳) 日程第5 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第6号)について)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) はい。

それでは、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第6号)について)」、御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出、それぞれ413万3千円を追加し、歳入歳出、予算の総額を歳入歳出、それぞれ33億6千24万4千円といたします。

補正理由につきましては、平成29年10月22日の台風21号により生じた水害等による災害廃棄物処理、及び暴風雨による改良住宅の雨漏り修繕工事で、いずれも早急に予算措置し対応する必要があるため、係る経費の増額補正でございます。

なお、専決日はともに平成29年10月23日、台風発生の翌日とさせていただきました。

それでは、詳細を補正予算書最後のページ、7ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費におきまして、委託料として183万6千円。

款7土木費、項4住宅費、目1住宅管理費におきまして、工事請負費として229万7千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、補正予算書6ページをご覧ください。

款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金、413万3千円を増額し、充当いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成29年12月4日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ、専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分する。

平成29年10月23日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,133千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,360,244千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月23日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ、2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正。

歳入の部 款17繰越金、項1繰越金、補正前の額175,931千円、補正額4,133千円、計180,064千円。

歳入合計 補正前の額3,356,111千円、補正額4,133千円、計3,360,244千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部 款4衛生費、項2清掃費、補正前の額265,405千円、補正額1,836千円、計267,241千円。

款7土木費、項4住宅費、補正前の額37,673千円、補正額2,297千円、計39,970千円。

歳出合計 補正前の額3,356,111千円、補正額4,133千円、計3,360,244千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第3号を採決します。

本案を原案のとおり、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

議長(森田 瞳) 日程第6 議案第1号「安堵町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(吉村良昭) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉村総務課長。

(吉村総務課長 登壇)

総務課長(吉村良昭) おはようございます。

総務課、吉村でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号「安堵町犯罪被害者等支援条例の制定について」を御説明申し上げます。

本件につきましては、犯罪被害者等に対する法律、犯罪被害者等基本法が平成16年に制定されました。これを受けまして、奈良県と大和郡山市は平成28年4月1日に、また天理警察署管内5市町村では、今年の4月1日に犯罪被害者等支援条例が施行されました。

これらの状況を踏まえまして、西和警察署管内7町におきましても、「犯罪被害者等支援条例」を制定すべく協議を重ね、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪被害者等に対する適切な対応と支援が必要という7町の合意がなされました。

犯罪被害者等基本法に基づきまして、町が国や県及び関係機関との適切な役割を踏まえまして、地域の実状に応じた支援を推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の軽減、及び早期回復を図ることを目的とした犯罪被害者等の支援を実施するため、必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例施行日は、西和警察署管内7町と足並みを揃えまして、平成30年4月1日の施行とするものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号

安堵町犯罪被害者等支援条例の制定について

安堵町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり提出する。

平成29年12月4日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） 次ページ以降の方につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） ただいま、議題となっています議案第1号につきましては、条例の新規制定であり、詳細に説明を受けて審査する必要があると考えられるため、総務産業建設常任委員会に付託することとしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務産業建設常任委員会に付託することとし、さように決定いたしました。増井委員長、よろしくお願ひいたします。

事務局から付託表を配付いたします。

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第7 議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） 総務課、吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

本改正につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、平成29年10月1日に施行されたことから、国に準じて、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、職員の欠員が生じた場合、地方公務員法第17条の規定によります、競争試験により任用されました非常勤職員につきまして、育児休業の対象となる子が保育園に入所できない等の場合に、再度申請することによりまして、育児休業期間を現行の「1歳6か月まで」を「2歳まで」に延長されたことによります条文の追加と、引用しております条文の調整でございます。

なお、この条例の施行日は公布日から施行し、平成29年10月1日からの適用となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年12月4日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） 次ページ以降の方につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第3号「平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号「平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について」、御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出、それぞれ2千840万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ33億8千865万円といたします。

補正理由につきましては、一つ目といたしまして、総務費におきまして、明治150年事業子ども向け「安堵偉人伝」アニメーションの制作準備に係る費用、社会保障・税番号制度システムの改修、及び住民基本台帳システム改修に係る必要経費の増額補正でございます。

二つ目といたしましては、民生費におきまして、障害者総合支援法改正に伴う電算システムの改修経費、及び介護保険制度改正に伴う電算システム改修のための、介護保険特別会計への繰出金の増額補正でございます。

三つ目といたしましては、衛生費、土木費におきまして、平成29年10月22日の台風21号により発生をいたしました、町内の災害廃棄物、処理困難物、堆積物除去等の処理経費、及び消防費におきまして、毛布等災害備蓄品のリパック加工等の、経費の増額補正でございます。

四つ目といたしましては、土木費におきまして、歴史文化・観光ゾーンの拠点整備を推進するための、測量設計等に係る経費の増額補正でございます。

五つ目といたしまして、安堵中学校給食調理委託等が3年の契約最終年度であり、次年度からの契約までの準備行為に一定時間を要するため、平成30年度における委託業務経費の債務負担行為でございます。

それでは、補正予算書10ページを御覧ください。

最後のページをお開きください。よろしく願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6電子計算費におきまして、電算システム修正委託料として194万4千円の増額補正。この財源といたしまして、3分の2国庫補助、残りを繰越金で充てさせていただきます。

同款、同項、目17明治150年事業費におきまして、アニメーション制作準備のための費用として、合わせて100万円の増額補正でございます。この財源といたしまして、繰越金を充てさせていただきます。

続きまして、同款、項3戸籍・住民基本台帳費、目1戸籍・住民基本台帳費におきまして、電算システム修正委託料として166万円の増額補正でございます。この財源といたしましては、100%の国庫補助でございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目8介護保険事業費におきまして、繰出金として62万円。

同款、同項、目10地域生活支援事業費におきまして、電算システム修正委託として280万8千円の増額補正でございます。この財源といたしましては、システム修正につきましては、2分の1の国庫補助で、残りを繰越金で充てさせていただきます。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費におきまして、災害廃棄物処理費として116万4千円。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁維持費におきまして、歴史文化・観光ゾーン拠点整備のための測量設計等の費用として、1千507万6千円。災害時の道路補修費として、300万円の増額補正でございます。

次に、款8消防費、項1消防費、目2災害対策費におきまして、防災関連業務委託、備蓄品等のリパックとして81万円の増額補正でございます。これらの財源といたしましては、繰越金を充てさせていただきます。

次に、歳入でございます。

1ページ戻っていただきまして、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金におきまして、電算システムに係る地域生活支援事業等補助金として140万4千円、

目5総務費国庫補助金におきまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として283万7千円の増額補正でございます。

次に、款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、繰越金として2千416万5千円の増額補正でございます。

最後に、補正予算書6ページを御覧ください。

第二表 債務負担行為補正につきまして、事項といたしましては、運営も含めた、安堵中学校給食業務委託事業、期間は平成30年度で、限度額を983万7千円といたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）を別紙のとおり提出する。

平成29年12月4日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第3号

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ28,406千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,388,650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為補正)

第2条 債務負担行為補正の追加は、「第二表 債務負担行為補正」による。

平成29年12月4日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正。

歳入の部 款13国庫支出金、項2国庫補助金、補正前の額114,327千円、補正額4,241千円、計118,568千円。

款17繰越金、項1繰越金、補正前の額180,064千円、補正額24,165千円、計204,229千円。

歳入合計 補正前の額3,360,244千円、補正額28,406千円、計3,388,650千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部 款2総務費、項1総務管理費、補正前の額627,420千円、補正額2,944千円、計630,364千円。

同款、項3戸籍・住民基本台帳費、補正前の額46,222千円、補正額1,660千円、計47,882千円。

款3民生費、項1社会福祉費、補正前の額606,484千円、補正額3,428千円、計609,912千円。

款4衛生費、項2清掃費、補正前の額267,241千円、補正額1,164千円、計268,405千円。

款7土木費、項2道路橋梁費、補正前の額133,921千円、補正額18,400千円、計152,321千円。

款8消防費、項1消防費、補正前の額130,890千円、補正額810千円、計131,700千円。

歳出合計 補正前の額3,360,244千円、補正額28,406千円、計3,388,650千円。

次の、第二表 債務負担行為補正及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので、割愛をさせていただきます。

どうぞ、御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長(森田 瞳) 事務局の方で、第一表の表現が重複されて、予算書に出ているようでございますけれども、あとでまた修正させていただくということにして、これより審議に入りたいと思います。

これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論、なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第3号は原案のとおり、可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第9 議案第4号「平成29年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長(岡田真地子) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。岡田健康福祉課長。

（岡田健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（岡田眞地子） 改めて、おはようございます。

健康福祉課、岡田です。どうぞ、よろしく申し上げます。

議案第4号「平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」を説明させていただきます。

内容といたしまして、介護保険制度の改正に伴い、高額介護サービス費の見直し、介護報酬の改定等が行われたことにより、平成29年度中に介護保険電算システムの改修費108万円が必要となります。

また、御存じのように、平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の結果、1千156万9千円の余剰金が生じたので、安堵町介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条に基づき、介護給付費準備基金として積み立て、第5条に基づき、今後の介護給付費の不足が生じた場合に充当するためでございます。

歳入歳出、それぞれ1千264万9千円を追加し、歳入歳出総額がそれぞれ7億8千192万7千円となります。

詳細につきましては、補正予算書の最後のページ、7ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で、電算システム修正委託108万円の増額。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金で、1千156万9千円の増額となります。

この財源といたしまして、6ページをお願いします。

歳入で、款2国庫支出金、項2国庫補助金、目4介護保険事業補助金、46万円と、款5繰入金、項1一般会計繰入金、目3その他繰入金、62万円。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、1千156万9千円でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第4号

平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

平成29年12月4日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田真地子） 続きまして、補正予算書の1ページをお願いします。

議案第4号

平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算 （補正第2号）

平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ781,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月4日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田真地子） 2ページ、お願いします。

第一表 歳入歳出予算補正をお願いします。

歳入 款2国庫支出金、項2国庫補助金、補正前の額40,371千円、補正額460千円、計40,831千円。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、補正前の額115,640千円、補正額620千円、計116,260千円。

款8繰越金、項1繰越金、補正前の額3,378千円、補正額11,569千円、計14,947千円。

歳入合計 補正前の額769,278千円、補正額12,649千円、計781,927千円。

続きまして、歳出 款1総務費、項1総務管理費、補正前の額5,042千円、補正額1,080千円、計6,122千円。

款7基金積立金、項1基金積立金、補正前の額0円、補正額11,569千円増額、計11,569千円。

歳出合計 補正前の額769,278千円、補正額12,649千円増額、計781,927千円でございます。

次のページからは、事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複しますので、割愛をさせていただきます。

よろしく、御審議、御可決、お願い申し上げます。以上でございます。

(岡田健康福祉課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

当案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第4号は原案のとおり、可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、明日5日、午前10時開会。

一般質問を予定しております。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

散 会

午前11時00分
